【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

**第一条の三の三**　法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利

二　本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利（法第二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる有価証券に表示される権利並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利を除く。）

三　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約に基づく権利

四　次に掲げる者のみを当事者とする組合契約等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約その他の継続的な契約をいう。）に基づく権利であつて、当該権利に係る出資対象事業が専ら次に掲げる者の業務を行う事業であるもの

イ　公認会計士

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含む。）

ハ　司法書士

ニ　土地家屋調査士

ホ　行政書士

ヘ　税理士

ト　不動産鑑定士

チ　社会保険労務士

リ　弁理士

五　株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利）

**第一条の三の三**　法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利

二　本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利（法第二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる有価証券に表示される権利並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利を除く。）

三　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約に基づく権利

四　次に掲げる者のみを当事者とする組合契約等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約その他の継続的な契約をいう。）に基づく権利であつて、当該権利に係る出資対象事業が専ら次に掲げる者の業務を行う事業であるもの

イ　公認会計士

ロ　弁護士（外国法事務弁護士を含む。）

ハ　司法書士

ニ　土地家屋調査士

ホ　行政書士

ヘ　税理士

ト　不動産鑑定士

チ　社会保険労務士

リ　弁理士

五　株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（新設）